

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月10日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第51号

## 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（母子及び父子福祉資金との関係）

第22条 第3条の規定にかかわらず、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に基づく貸付金を受けている者及び受け取ることができる者と認められる者は、当該貸付金と同種類の資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。